

議 案 第 66 号

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポ
スターの作成に要する経費の公費負担限度額を引き上げるため。

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年松戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第11条中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市議会議員及び松戸市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。